

空き家の適正管理のお願い

空き家をお持ちの場合は、劣化による人的・物的被害などがでてしまう前にどのような状態なのかを確認し、適正な管理をお願いします。

劣化が進む前であれば、賃貸や売却など空き家の利活用が図れます。



適正に管理されていない空き家はあっという間に劣化が進みます



- ・雨漏りによる天井や床の腐朽
- ・湿気や虫害による土台の腐食
- ・外壁に穴が空き、内部が見える
- ・窓ガラスの割れ など

空き家を放置することで生じる問題

空き家の瓦や外壁などが風などにより飛散し、人や物に当たると損害賠償を求められるおそれがあります

空き家の管理不全が原因となって住民がケガを負った場合、民法第717条の規定により損害賠償責任を負う可能性があります。

行政が危険と判断し、代執行や緊急安全措置を講じた場合はかかった費用が請求されます

世代交代がすすむと建物や土地の名義変更が困難になります

世代交代が進むと相続権を持つ人が多くなり、話し合い・調整が大変になります。

固定資産税の額が上がる場合があります

「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく勧告を受けるなど、住宅用地特例が除外されると、固定資産税の額が上がります。

不法投棄や放火による火災等の原因になるおそれがあります

こんなことなら
何とかしたいけど、
どこに相談したらいい
のかしら・・・



詳しくは裏面へ



空き家に関する相談窓口のご案内

【空き家全般に関すること】

滑川市役所 都市計画課（本庁舎2階 16番窓口）

電話 076-475-1453（直通）

受付時間 平日 8：30～17：15



※空き家・空き地情報バンクなど支援制度があります。詳しくはHPをご参照ください。

【不動産の売買や賃貸に関すること】

公益社団法人 富山県宅地建物取引業協会

電話 076-425-5514

受付時間 平日 9：00～17：00

〔不動産無料相談を行っています。
詳しくはHPでご確認ください。〕



（協会 HP）



（無料相談）

公益社団法人 全日本不動産協会 富山県本部

電話 076-421-1633

受付時間 平日 10：00～16：00



※市内の不動産業者が加入している団体です。直接、不動産業者に連絡されてもかまいません。

【土地・建物の相続登記、成年後見等に関すること】

富山県司法書士会

電話 登記等：076-445-1576

成年後見等：076-445-1577

受付時間 平日 13：00～16：00

